

東京外環道訴訟 訴状をお読みいただく前に

「東京外環道訴訟を支える会」金子秀人

旧臘18日、東京外環道事業地及び沿線7区市の住民は、現在進行しているこの事業に対し、その重大な違法性から、大深度法（正式には「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」に基づく事業認可）の無効確認等を求める提訴を行いました。

60頁を超える訴状は、すでに、関係住民や、関係区市の市民活動団体を通じて、個人情報に配慮を施した上で、配布してあります。

まだお手元に達していない方には、年末年始に係る訴訟準備で、十全な用意が間に合わなかったことによりますので、もう少しお待ちいただくか、特に早急にお目を通されたい方には、ご連絡いただければなるべく早くお手に渡るよう配慮いたします。

また訴状をお手にとっても、「行政事件訴訟法」による提訴に馴染みのある方が多いとは考えられませんので、その考え方などを、簡単にご説明しておきたいと思えます。

訴状をお読みいただく際の簡単なガイドとしていただければ幸いです。

事件は、東京中心部をとりまく7区市（人口約300万人）を環境影響評価法の範囲とする、国土の大改造ともいえる巨大な事業です。

多くの東京都民の皆様には当事者としてその本質を承知しておいて頂きたいと渴望して、訴状をお読みになる際の手がかりにさせていただければ、と願っています。また、私がこれを記すことが適任とは考えていません。しかし、関係住民の範囲をみても、この行政訴訟について必ずしも得心されていないかたもあることがわかり、この歴史にも残るであろう大訴訟について、その位置づけをなるべく正確に把握しておかないのは「勿体無い限り」という思いを強くし、おせっかいながら、記すものです。

ですから、この文書は、あくまでも、ガイドのガイドでありまして、文責は私（金子秀人）にあることをお断りしておきます。

また、現段階で明らかにすることが、訴訟進行上、適切でないことも非常に多いので、なおわかりにくい点もあることもご了承下さい。

さらに関心を抱いて下さった方は、別紙でもご案内している、

1月20日(土) 18:30~
武蔵野公会堂 第1、第2会議室
「東京外環道訴訟」提訴報告集会

にご参加いただければ、さらに弁護士からの専門家による解説にも接していただくことができます。

後述するこの訴訟の意義に鑑み、東京を拠点とする多くの方がご参加下さいますよう、お待ち申し上げております。

■被告は、国であり、その代表は法務大臣（上川陽子）です
（多くの方には意外かも。でもこれがミソ）

国のほか、都も被告であり、この場合、小池百合子都知事です。

法務大臣は、あくまでも被告国のこの訴訟における代表者であり、当然、事業認可の責任者である処分行政庁としての国交大臣等も、よくある道路事件と同じように含まれています。

それでも、法務大臣が被告国の代表、ということは、ちょっと説明がいます。

訴状には、標題に“無効確認”（東京外環道大深度地下使用認可無効確認等請求事件）とあります。

「無効確認」というのは、事業を取り消したり止めたりする以前に、その根拠法がそもそも無効であるから事業認可が無効、という確認を国の司法制度が行うよう求める、という、行政事件では究極の訴えといえます。

とりわけ、「大深度法」（平成12年交付で、外環道は初の本格適用）の数々の無効理由が、原告団や弁護士において揃った、ということでもあります。

よく、外環道の法的問題を説くと、すぐに六法等で調べる方もありますが、訴訟に至る」法的検証というのはもう少し複雑な検証や考察が必要です。

つまり、国交省の役人（審査庁として異議申し立て人の陳述を聴いた）はほぼ全員が「国土交通六法」など業務に特化した資料を大事そうに持っていますが、これは、自分に責任が及ばないように一種の精神安定剤として持っているだけです。

沿線住民が外環の法的瑕疵を問題にする場合は、あくまでも法と、それに関わる運用がどうであったか、ということをしつこく検証しなければ 意味がありません。

私個人は、法的な問題を追及したほうだとは思いますが、それでも、六法全書を読む時間よりも、実際の運用がどうであったか、皆勤した説明会での文言や、

その振る舞いを少なくとも10年分くらいは徹底して法と照らす習慣のほうが、質量とも上位にありました。

こうした態度は、「逸脱した裁量権」（有体に言えば犯罪です）などの判断に直接関係してきます。

（あくまでもそういうアクションの上での法文です。法文には国が犯す悪さまでは書いてありませんから）

■全体として、国の大きな違法な“ドラマ”になっていること

訴状は、目次付きの訴状ですから、目次だけでも見ていただければ、数々の十項目以上に渡る大きな柱に内在する、違法性・事件性が、全て、大深度法や、都市計画法と絡んでいて、全体として国法の重大な齟齬事件であることがわかります。

いま、ここで詳述することは適当ではないと思いますが、「法を法で裁く」という言い方が、この訴訟の態度になるかと思えます。

そして、そのために、無数事象が、出番を待っている。（^^ゞ

そしてそれらは、基本法である都市計画法との関連であぶりだすと、夥しい違法（国の違法行為）の数々が、明らかになり、考察によりなお、その事案は増加しつつある、という状況にあります。

60頁に達する訴状は、これまで、地域の住民からも口々に語られ、叫ばれていた個々の問題を含めながら、事業認可という行政処分が行われてきましたが、立脚している法そのものに違法があったばあい、それらは、すべて根拠を失います。

弁護団、原告団は、これから、その具体的な追及行為をさらに行っていくことになっています。

範囲は、これまでも行ってきた外環の全て、といっても過言ではありません。依拠していた法が、無効になることは、それほど影響が大きいのです。

（金子自身は昨年、全てこのことにかけてきました。傾注しました。それが今も続いています）

つまり、これが「事業認可取消し」以上に強い“無効確認”という訴訟です。

■「離婚訴訟」「貸した金返せ」サイバンとは全く異なる法廷劇が展開します（予定）

こうした、要するに、多くの人々が「サイバン沙汰」といって忌避する、いわゆる巷間嫌われる争いではありません。

天下の国法が、あるいは国法同士に齟齬があったり、機能に欠落があったり、あるいは「法が行う」といった事が行われなかったり、国がそれらの法の運用を間違えていたり、明白な瑕疵による不履行があったり、あるいは、裁量権を逸脱していたり・・・

要するに、施行後初めて本格適用される大深度法と各関連法とのプラットホームになっている都市計画法との間に重大な食い違いがあったり・・・

その結果、「大深度法」による初の適用である外環道は歴史上、大きな汚点を残してしまう・・・

こういうことの責任は、国（行政）がとらなければなりません。

行政不服審査法の異議申し立ては、1000件余の主張が行われました。まだ全ての採決は下っていませんが、これまでのところ、認容された案件は、私や仲間が知る限り、ゼロです。全て、却下か棄却の中で、国交大臣は、「もしこの採決が不服であれば、60日以内に提訴して下さい」と、フォームの文ではありますが、いわば、「処理が大変なので、小職を訴えてよ」と言っているように私には感じられます。だから、求め（教示）に応じて、私は粛々とやっているにすぎないのです。（冗談）

■議員の先生方に

自治体に限らず、国会議員の先生方は特にご留意いただきたいのですが、この訴訟は、道路問題だと想像されがちな「ウチの前のドブをなんとかしてちょうだい」といった「お願い」はしません。

なので、ある意味で、安心していただいても可です。

ただし、事業費一兆五千億円（都からの拠出も数千億円）、多数の、江戸以前からの水源地帯の喪失、使用不能な行き止まり巨大トンネル約2キロの目的外工事、名古屋城天守閣がそのまま収まる（高さ54m）の止水領域、府中市内まで来ている活断層の長周期パルス被害の未想定・・・

リニア新幹線との大深度地下での交差（都内）という悪夢の蓋然性・・・

未だに、工事方法が解決しないのに、区分地上権の譲渡を迫る事業者、輪をかけて起る派手な談合事件・・・

こうした、投資にすら見合わない国土の乱暴な改変、「首都郊外」の都市農業、自然・文化の喪失……

こういうことを推進させたのが、そして、とめることができなかつたのがどなたであるか、

ということは、歴史に残るであろうということは意識して対応していただかないとならないだろうと思います。

なぜなら、「東京外環道」事業は、問題の有る特別措置法「大深度法」の初の、歴史に残る本格適用だからです。

大深度地下の使用は、地上権のある住民に一切の補償を行いません。(ただしその代わりに、地上の地権者には公用制限をかけないという双務性で成り立っているはずでした。)

じ聴いてさえきいてくれ

しかし、【重要】普通ならこれで、大深度地下の使用に関する地権者との関係は一応は公平な“双務性”が担保された、と考えられるところです。

ところが、事業認可が下りた瞬間、沿線7区市の大深度ルート上の地上に、罰則すら伴う強い公用制限がかかり、これは、外環道竣工後は、さらに公用制限の種類を変えて、土地所有者には永久に係る、という誰も聴いていない、想定すらしていなかった事件がおきてしまいました。(嘘ではないんですよ)

沿線16km、(世田谷宇奈根～練馬大泉)、この違法な公用制限は当然憲法にも抵触し、法治国家としての制度疲労も招きかねないものです。日本の国の法制度の秩序をも破壊しかねない有様です。

歴史上も稀な国法の齟齬事件というべきで、国会議員の先生方には、主にこういう、大所高所を見ていただく必要があると思量します。(そもそも大深度法や都市計画法は、平成12年の国会でも審議されているのですから、国会議員に及ばざる得ないのです)

■法治国家ということ

以上で、住民の多くの方には、この訴訟の意味がある程度明確になったと思うのですが、それでも司法による解決ということがピンと来ない方もあるかもしれません。

先日、外環道の非を打ち鳴らしておられる方が、盛んに「日本は法治国家なのに！」と個々に繰り返したくも無い外環の無数の不当・違法を述べておられま

したが、「法治国家」とは何でしょうか。

法治国家だと、なにもしなくても行政は、不当なことをやめてくれるのでしょうか？

しかし、残念ですが、これは逆です。国というものはそのような仕組みにはなっていません。【断言します】

国が、国の事業で不当・違法なことをやっている場合は、ルールにのっとって、しかるべく提訴する、これが“法治国家”の基本的なルールです。

(原則でもあります)

そうでないと、国は行いを自発的に変える事すら出来ません。

国交大臣の“教示”に私はさっさと気持ちよく従ったのは、そういう意味です。

そして、この行政訴訟は、

望める制度としては外環道事業のような国がやっている事業には、最強の国民の防衛策といえますが、私たちが外環道というものを考えるときのヒントとして、これは自治体の議員さんなどにもお伝えしておきたいのですが、仮に、住民が勝ったとします。

「無効確認」でご説明したように、今回の場合、法務大臣がまけたら、国交大臣など出る幕はありません。

しかし、行政訴訟法では、唯一、例外的に、意見を言って判決に介入できる存在があります。

それが、というか、それこそが、

内閣総理大臣です。皆様よくご存知の安倍さんだけが判決に文句が言えます。

外環道事業とは、そういう性格のものです。

これで、議員の先生方も、首長さんも、各市民運動の皆様も、地権者なんだけどサイバンはちと、などと、ほとんど無意味な感想をお持ちの方も、ようやくコトの本質に迫っていただけるのではないかと、思います。

全ての方が原告になることは必ずしも有利ではないので、そういうことは望みません。しかし、外環道に抵抗している住民が、この裁判を通じて本質的に何と戦っているかのご理解がえられるとしたら、これに勝る喜びはありません。

原告は、皆様の代表選手です。

アスリートが少しでも闘いやすくなるように、

「東京外環道訴訟を支える会」へのご入会を、ぜひともお願い申し上げます。

この訴訟をウオッチすると、国というものが見えてきます。
また、20日の集会にもぜひご参加下さい。

恐々謹言

金子秀人 (mhc03061@nifty.com 080-1176-0221)